

診療録（カルテ）の開示に関する法的問題

— その法的根拠と社会環境について —

M031928 清水博美

1. はじめに

1-1 本論文の背景

近時、医療現場においても情報開示の問題が関心を集めている。患者の医療情報の開示請求についても例外でない。中でも診療録の開示請求は、患者の権利保障の立場から特に注目されるが、現状では、最も困難な状況に置かれていると言える。

診療録は、医療訴訟における極めて重要な証拠資料となる他に、公衆衛生上の参考資料として、その特性を発揮し、医師と患者の共同の治療作業の構築と医療進歩に貢献するものとしても注目されている。

1-2 本論文の目的

医療契約における医師等の説明・報告義務の法的構成に着目し、医療情報の中でも診療録の開示請求の正当化事由と、その法的根拠を明らかにする。さらには、現行法における保護法益を自己情報決定権と解した場合、医師および医療機関の守秘義務と開示請求権は、どのように関わるのかといった課題について検討を加える。それ等の検討は、権利保障の立場から、当該請求権の論拠を明かにするものであり意義深い。

本論文では、診療録という客体に着目し、まず診療録の法的基礎づけと、その法的意義について検討した上で、診療録に記載される情報を個人情報と医療情報に区分し、それぞれの所有権の帰属につき検討を行う。さらに、開示請求に伴う診療録の法的保護の扱いに関連して、電子化移行による問題点を整理し、それ等の後に、医師の説明・報告義務および開示請求権の構成に関し、とりわけ、患者の自己情報決定権の観点から現行法の問題点の検討を行い、その作業を通じて、医師と患者のより適正な関係と、患者の権利保障のための問題点を考察することを目的とする。

2. 診療録の法的基礎づけと診療録の意義

医師には、委任事務（診療契約）の処理として、診療の経過等について診療録に基づき患者に説明・報告する義務がある（民法645条）。当該診療録の法的性質については、「記載者たる医師等のメモとしての文書であり、監督庁に対する報告書としての付随的性質を持つ」とする学説・判例の解釈が存在する一方で、診療録自体が、患者の個人情報を収集する記録である限りその法的性質は、メモとしての本質・利用の範囲を超えるとする見解も地方に存在する。そこで、診療録自体の法的意義についての考察が必要となる。

3. 診療情報の所有権と診療録の法的保護

診療録は、患者の個人情報の保護の側面と、個々の患者の個人的属性を超えた医療情報として区分される。すなわち、当該情報は、診療契約としての私的性質を保ちつつも、医療の社会性を反映し、公的・社会的性質を表象するものであり、その意味からは、診療録に記載される情報の保護に関しても、所有権の帰属の議論と共に、それぞれの特性に区分し論じられる必要がある。つまり、一方の観点としては、個人情報の保護を強調させる内容であり、残る議論は、医療情報としての相互利用（アクセス権）の観点を主張するものである。これ等、対立する観点からの要請を、法的整合性を確保しつつ如何に調和させるかが、検討課題となる。

4. 医師の説明・報告義務と診療録の開示請求権

わが国の通説・判例は、医師の説明・報告義務を認めつつも、診療録の開示については、専ら医師の裁量権に帰属するものとし、開示請求権を患者に与える法的根拠はないとしている。これ等、多数説とは異なり、主として患者の権利保障の視座から開示請求権についても認容すべきとする見解が存在する。つまり、委任者の権利を担保とし、初めて医療契約において医師と同等の地位が確保されるとする論旨である。

このような理解に立った場合、当該説明・報告義務の法的再構成は可能か、さらに、その場合、診療録の開示請求の根拠と限界は何処に在るのか。それ等の検討は、意義深いものと言える。

5. 終論

診療録開示の議論は、医療契約における準委任の問題として法的に処理されている。すなわち、委任者である患者が、契約の対象物としての自己の医療情報につき、受任者である医師から説明・報告を受ける権利行使の一手段として論じられる。

ここで中心となる論点は、開示すべき医療情報に診療録を加えることの当否であり、そして、その診療録自体の法的地位に関してである。

本論文で考察したように、医療における委任契約の当事者意識の確認は、法を主体とするものであり、これは、医師と患者の関係を支配・服従の関係として捉える伝統的な価値観に最も欠落した部分である。同時に、医療は、医師・患者間の信頼に基礎を置く人的要素の高い行為でもあるとされる。共に医療を築くという新たな関係が今こそ期待されているものと考えられる。